

第二十六回国会
衆議院

内閣委員会議録第四十一号

昭和三十三年五月十六日(木曜日)

午前十時二十四分開議

出席委員

委員長 相川 勝六君

理事 大平 正芳君 理事 床次 徳二君

理事 保科善四郎君 理事 山本 正一君

理事 石橋 政嗣君

江崎 真澄君 大坪 保雄君

北 吟吉君 辻 政信君

船田 中君 眞崎 勝次君

西ヶ久保重光君 淡谷 悠藏君

稲村 隆一君 木原津與志君

下川儀太郎君

出席國務大臣

國務大臣 小瀧 彬君

出席政府委員

総理府事務官(南方連絡事務局局長)

委員外の出席者

議員 淵上房太郎君

議員 猪俣 浩三君

専門員 安倍 三郎君

五月十六日

委員辻原弘市君辞任につき、その補欠として淡谷悠藏君が議長の指名で委員に選任された。

五月十五日

南方同胞援護会法案(床次徳二君外四名提出、衆法第三九号)の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

防衛庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五五号)

憲法調査会法を廃止する法律案(淺沼稻次郎君外七名提出、衆法第三三三号)

南方同胞援護会法案(床次徳二君外四名提出、衆法第三九号)

○相川委員長 これより会議を開きます。去る二日本委員会に審査を付託されました内閣提出にかかる防衛庁設置法の一部を改正する法律案を議題とし、これより審査に入ります。

まず政府より提案理由の説明を求めます。小瀧國務大臣。

防衛庁設置法の一部を改正する法律案

防衛庁設置法(昭和二十九年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

第一章 総則(第一条)

第二章 防衛庁

第一節 通則(第二条―第九条)

第二節 本庁

第一款 内部部局(第十条―第二十条)

第二款 幕僚監部(第二十一条―第二十四条)

第三款 統合幕僚会議(第二十五条―第二十八条)

第四款 部隊及び機関(第二十九条―第三十条)

第五款 附属機関(第三十一条―第三十八条)

第六款 職員(第三十九条―第四十一条)

第三節 調達庁(第四十一条の二)

第三章 国防会議(第四十二条、第四十三条)

附則

第三条第二項中「所部の職員」の下に「(調達庁長官以外の調達庁の職員を除く。)」を加える。

第四条に次の一項を加える。

2 防衛庁は、前項に規定する任務のほか、調達庁設置法(昭和二十四年法律第二百二十九号)第三条に規定する事務を行うことを任務とする。

第五条中第二十二号を第二十三号とし、第二十一号の次に次の一号を加える。

二十二 調達庁設置法第四条に規定する権限

第七条第一項中「長官及び政務次官」を「長官、政務次官及び調達庁の職員」に改める。

「第二節 内部部局」を「第二節 内部部局」に改める。

第十條中「防衛庁」を「本庁」に改める。

第十五条第一号中「監査に関すること。」の下に「(自衛隊に係るものに限る。以下次号及び第三号において同じ。)」を加える。

「第三節 幕僚監部」を削り、第二十一条の前に次の款名を加える。

第二款 幕僚監部

第二十一条第一項中「防衛庁」を「本庁」に改める。

「第四節 統合幕僚会議」を削り、第二十五条の前に次の款名を加える。

第三款 統合幕僚会議

第二十五条中「防衛庁」を「本庁」に改める。

「第五節 部隊及び機関」を削り、第二十九条の前に次の款名を加える。

第四款 部隊及び機関

第二十九条第一項中「防衛庁」を「本庁」に改める。

「第六節 附属機関」を削り、第三十一条の前に次の款名を加える。

第五款 附属機関

第三十一条中「防衛庁」を「本庁」に改める。

第三十五条第一項中「自衛隊の施設の取得及び建設工事の実施を行う」とともに、長官の定めるところにより、行政財産を「長官の定めるところにより、自衛隊の施設の取得及び建設工事の実施を行う」とともに、自衛隊に係る行政財産」に改める。

「第七節 職員」を削り、第三十九条の前に次の款名を加える。

第六款 職員

第四十一条中「防衛庁」を「本庁」に改める。

第二章に次の一節を加える。

第三節 調達庁

(調達庁)

第四十一条の二 国家行政組織法第三条第三項ただし書の規定に基づいて、防衛庁に置かれる機関は、調達庁とする。

2 調達庁の組織、所掌事務及び権限に関しては、他の法律(これに基く命令を含む。)に別段の定めのあるもののほか、調達庁設置法及びこれに基く命令の定めるところによる。

附則第四項中「防衛庁は、当分の間、第四条の任務のほか、」を「経理局においては、当分の間、第十五条に規定する事務のほか、」に改め、「(昭和二十四年法律第二百二十九号)」を削り、「事務を行う。」を「事務をつかさどる。」に改める。

附則第五項を削り、附則第六項中「第四項」を「前項」に改め、同項を附則第五項とし、以下一項ずつ繰り上げる。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十三年八月一日から施行する。

(調達庁及びその職員の身分の継続)

- 2 この法律の施行の際、現に総理府の外局として置かれていた調達庁（以下「従前の調達庁」という。）は、この法律による改正後の防衛庁設置法第四十一条の二の調達庁（以下単に「調達庁」という。）となり、同一性をもつて存続するものとし、現に従前の調達庁の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもつて、調達庁の職員となるものとする。
- 3 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。
第二百五十六条第七項中「防衛庁の機関」の下に「（調達庁の機関を除く。）」を加える。
- 4 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）の一部を次のように改正する。
第二条第三項第十六号中「防衛庁の職員」の下に「（調達庁の職員を除く。）」を加える。
- 5 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）の一部を次のように改正する。
別表第一の備考を次のように改める。
備考
一 調達庁は、防衛庁に置かれるものとする。
二 公正取引委員会は、経済企画庁に置かれるものとする。
- 6 行政機関職員定員法（昭和二十

- 四年法律第二百六号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項の表総理府の項中
「調達庁」三、二七二二人を削り、
「防衛庁」一人を「防衛庁本庁」調達庁
三、二七二二人に改める。
（総理府設置法の一部改正）
- 7 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。
第十七条中「調達庁」を削る。
第十八条の表中調達庁の項を削る。
- 8 調達庁設置法の一部を次のように改正する。
第二条の見出しを「設置及び長官」に改め、同条第一項中「第二項の規定に基づいて、総理府の外局として、を」第三項ただし書の規定に基づき、防衛庁の機関として、に改め、同条に次の二項を加える。
3 調達庁の職員（調達庁長官を除く。）の任免は、調達庁長官が行う。
4 調達庁長官は、調達庁の所掌事務について、防衛庁長官を経由し、内閣総理大臣に対し、案をそなえて、国家行政組織法第十二条第一項の命令を発することを求めることができる。

- 9 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第四百十号）の一部を次のように改正する。
第四条第一項中「調達庁長官」の下に「及び防衛庁長官」を加える。
- 10 防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。
第一条中「（以下「職員」という。）を「（調達庁の職員を除く。以下「職員」という。）」に改める。
- 11 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項中「、参事官、内務部局」を「及び参事官並びに防衛庁本庁の内務部局」に改める。
第五条第一項、第二十条第一項各号列記以外の部分及び第四十九条第四項中「防衛庁」を「防衛庁本庁」に改める。

調達庁は、駐留軍が必要とする施設区域及び労務を提供し、また駐留軍から需要を解除された施設区域を保管、返還または処分し、または駐留軍の行為により生じた損害に対する補償請求の処理等を主たる任務とするものであることは、御承知の通りであります。

これら施設区域及び労務の提供等の業務は、わが国の安全に寄与するため駐留する外国軍隊の任務の遂行を円滑ならしめるために行われているものであります。なにかんぞ提供施設区域については自衛隊の施設区域とも密接な関係があり、これらの点から最近防衛庁と調達庁との関係はいよいよ緊密の度を加えて参つてきております。

従つて今回わが国の防衛に関する行政事務を一体的に処理しようとする趣旨から調達庁を従来その担当大臣であつた防衛庁長官の統括のもとに置くこととしようとするものであります。

以上この法案の提案の理由及びその内容の概要を申し上げた次第であります。何とぞ慎重御審議の上御賛成あらんことをお願いいたします。

○相川委員長 これにて提案理由の説明は終了いたしました。本法律案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○相川委員長 次に、昨十五日本委員会に審査を付託されました床次徳二君外四名提出にかかる南方同胞援護会法案を議題とし、これより審査に入ります。床次徳二君。

南方同胞援護会法案

南方同胞援護会法
目次
第一章 総則（第一条―第八条）
第二章 役員及び職員（第九条―第十五条）
第三章 評議員会（第十六条―第十九条）
第四章 業務（第二十条）
第五章 会計（第二十一条―第二十四条）
第六章 監督及び助成（第二十五条―第二十八条）
第七章 罰則（第二十九条―第三十一条）
第八章 雑則（第三十二条）
附則
第一章 総則

（目的）
第一条 南方同胞援護会は、次に掲げる地域（以下「南方地域」という。）に関する諸問題の解決の促進を図るため必要な調査研究及び啓蒙宣伝を行うとともに、同地域に居住する日本国民に対し援護を行ひ、もつてその福祉の増進を図ることを目的とする。

一 硫黄島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）
二 孀婦岩の南の南方諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島をいう。）
三 沖の鳥島及び南鳥島

（法人格）
第二条 南方同胞援護会（以下「援護会」という。）は、法人とする。

（事務所）
第三条 援護会は、主たる事務所を東京都に置く。

2 援護会は、必要な地に從たる事務を置くことができる。

(定款)

第四條 援護会は、定款で次の各号に掲げる事項を規定しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 役員に関する事項

五 評議員会及び評議員に関する事項

六 業務及びその執行に関する事項

七 資産に関する事項

八 会計に関する事項

2 定款の変更は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(登記)

第五條 援護会は、政令の定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならぬ事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

(名称の使用制限)

第六條 援護会でない者は、南方同胞援護会という名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。

(解散)

第七條 援護会の解散及びその解散した場合における残余財産の処置については、別に法律で定める。

(民法の準用)

第八條 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四條(法人の不行爲能力)及び第五十條(法人の住

所)の規定は、援護会に準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第九條 援護会に、役員として、会長一人、副会長一人、専務理事一人、理事十五人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の仕事及び権限)

第十條 会長は、援護会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、定款で定めるところにより、援護会を代表し、会長を補佐して援護会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

3 専務理事は、定款で定めるところにより、援護会を代表し、会長及び副会長を補佐して援護会の業務を掌理し、会長及び副会長にともに事故があるときは会長の職務を代理し、会長及び副会長がともに欠員のときは会長の職務を行う。

4 理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐して援護会の業務を掌理し、会長、副会長及び専務理事とともに事故があるときは会長の職務を代理し、会長、副会長及び専務理事がともに欠員のときは会長の職務を行う。

5 監事は、援護会の業務を監査する。

(役員の仕事)

第十一條 会長及び監事は、内閣総理大臣が任命する。

2 副会長及び専務理事は、会長が内閣総理大臣の同意を得て任命する。

3 理事は、会長が評議員会の同意を得て任命する。

を得て任命する。

(役員の仕事)

第十二條 役員の仕事は、二年とする。

2 役員は、再任されることができ

る。

3 役員が欠員となつたときは、遅滞なく、補欠の役員を任命しなければならない。補欠の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(代表権の制限)

第十三條 援護会と会長、副会長、専務理事又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合において、援護会を代表する者がないときは、監事が援護会を代表する。

(民法の準用)

第十四條 民法第五十四條(理事の代表権の制限)の規定は、援護会に準用する。

(役員及び職員の仕事)

第十五條 援護会の役員及び職員(常時勤務して一定の報酬を受ける職員であつて、二月以内の期間を定めて雇用される者以外の者をいう)は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 評議員会

第十六條 援護会に評議員会を置く。

2 評議員会は、三十人以上四十人以内の評議員をもつて組織する。

(評議員の仕事)

第十七條 次に掲げる事項は、評議員会の議決を経なければならぬ

い。

一 定款の変更

二 収支予算

三 事業計画

四 収支決算

五 その他定款で定める事項

(評議員の仕事及び任期)

第十八條 評議員は、援護会の目的を達成するために必要な学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 第十二條の規定は、評議員に準用する。

(評議員会の会議)

第十九條 評議員会は、会長が招集する。

2 会長は、評議員の三分の一以上から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から三十日以内にこれを招集しなければならない。

3 評議員会に議長を置き、評議員の互選で定める。

4 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

5 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。

第四章 業務

(業務の範囲)

第二十條 援護会は、第一条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

一 南方地域に関する諸問題につ

いて調査研究を行うこと。

二 南方地域に関する諸問題について定期刊行物その他の印刷物の発行、講演会、講習会等の開催その他必要な啓蒙宣伝を行うこと。

三 南方地域に居住する日本国民に対し援護を行うこと。

四 前三号に掲げる業務に関し協力する者に対し、必要な資金を貸し付け、又は助成を行うこと。

五 その他第一条の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

第五章 会計

(事業年度)

第二十一條 援護会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

2 援護会は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

(事業計画及び予算)

第二十二條 援護会は、毎事業年度の事業計画並びに収入及び支出の予算を作成し、事業年度開始前に内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、また同様とする。

(決算)

第二十三條 会長は、毎事業年度、決算報告書を作成し、監事の意見を付けて、決算完了後一月以内に評議員会に提出しなければならない。

2 援護会は、前項の決算報告書に評議員会の議決書をつけて、決算

完結後二月以内にこれを内閣総理大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(借入金)

第二十四条 援護会は、内閣総理大臣の定める場合を除くほか、借入金をするについては、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

第六章 監督及び助成

(報告及び検査)

第二十五条 内閣総理大臣は、法令に基いてする行政庁の処分及び定款が遵守されているかどうかを確かめるため必要があると認めるときは、援護会からその業務又は会計の状況に関し、報告を徴し、又は当該職員をして援護会の事務所その他の場所に立ち入り、業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(監督処分)

第二十六条 内閣総理大臣は、援護会が、その業務に関し、法令、法令に基いてする行政庁の処分又は定款に違反したときは、援護会に対し、必要な命令をすることができ、

(役員解任)

第二十七条 内閣総理大臣は、役員が次の各号の一に該当するに至つ

たときは、これを解任し、又は援護会に対しその役員を解任を勧告することができる。

一 この法律、この法律に基く命令、前条の規定に基く内閣総理大臣の監督上の命令又は定款に違反したとき。
二 刑事事件により有罪の宣告を受けたとき。

三 禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。

四 心身の故障により職務を執ることができないとき、その他前各号に掲げるもののほか、役員として不適当と認められるとき。

(助成)

第二十八条 国は、必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、援護会に対し、補助金を支出し、又は通常の条件よりも援護会に有利な条件で、貸付金を支出し、若しくはその他の財産を貸し付けることができる。ただし、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)の規定の適用を妨げない。

2 国は、援護会が前項の規定による助成を受けた場合においてその助成の条件に違反したときは、交付した補助金若しくは貸付金又は貸し付けたその他の財産の全部又は一部の返還を命ずることができ

第七章 罰則

第二十九条 第二十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条同項の規

定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、一万円以下の罰金に処する。

2 援護会の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、援護会の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、援護会に対しても同項の刑を科する。

第三十条 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした援護会の役員を一万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により内閣総理大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第五条第一項の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第二十六条の規定による内閣総理大臣の命令に違反したとき。

第三十一条 第六条の規定に違反して南方同胞援護会という名称又はこれに類似する名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

第八章 雑則

(政令への委任)

第三十二条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十二年九月一日から施行する。ただし、附則第二項から附則第六項までの規定

は、公布の日から施行する。

(設立の手続)
2 内閣総理大臣は、援護会の設立前に、援護会の会長又は監事となるべき者を指名する。

3 前項の規定により指名された会長又は監事となるべき者は、援護会の成立の日において、この法律の規定により、それぞれ援護会の会長又は監事に任命されたものとする。

4 内閣総理大臣は、設立委員を命じて、援護会の設立に関する事務を処理させる。

5 設立委員は、定款並びに最初の事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

6 前項の認可があつたときは、設立委員は、遅滞なく、その事務を附則第二項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならない。

7 附則第二項の規定により指名された会長となるべき者は、前項の事務の引継を受けたときは、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

8 援護会は、前項の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

(援護会の最初の事業年度)

9 援護会の最初の事業年度は、第二十一条第一項の規定にかかわらず、昭和三十二年九月一日に始まり、昭和三十三年三月三十一日に終るものとする。

(財団法人の解散等)

10 財団法人南方同胞援護会は、援

護会成立の日に解散し、その権利義務は、援護会が承継する。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

11 前項の財団法人南方同胞援護会の解散の登記に關して必要な事項は、政令で定める。

(他の法律の一部改正)

12 南方連絡事務局設置法(昭和二十七年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

六 南方同胞援護会法(昭和三十一年法律第 号)の施行に關すること。

13 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「日本学校給食会」の下に「南方同胞援護会」を、「日本学校給食会法」の下に「南方同胞援護会法」を加える。

14 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ九ノ二の次の一号を加える。

六ノ九ノ三 南方同胞援護会が其ノ業務ニ關シテ発スル證書、帳簿

15 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号中「損害保険料率算出団体」の下に「南方同胞援護会」を加える。

16 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改

正する。

第五案第一項第六号中「損害保
險料率算出団体」の下に「南方
同胞援護会」を加える。

17 地方税法（昭和二十五年法律第
二百二十六号）の一部を次のよう
に改正する。

第七十二条の五第一項第六号中
「損害保険料率算出団体」の下に
「南方同胞援護会」を加える。

○床次委員 南方同胞援護会法案の提
案理由について御説明申し上げます。
御承知のように、沖縄及び小笠原諸
島は、今次大戦におきまして、最も熾
烈なる戦禍が行われ、甚大なる損害を
こうむつたのであります。沖縄につ
きましては、戦争末期から米軍政下に
置かれ、講和条約発効後も引き続き米
国の施政権下に置かれており、戦後、
相当に復興して参つてはおりますが、
いまだ十分ではなく、特に直接に戦争
の犠牲となつた戦死者遺家族、戦傷病
者、その他学生、生徒、児童等には援
護を必要とする者が少なくない状況であ
ります。また小笠原につきましては、
今次戦争末期、軍要員を除く全島民が
本土に強制疎開を命ぜられ、終戦後も
米国の占領並びに講和条約に基く米國
の施政権のもとにあつて、ごく少数の
者を除いて、いまだ偏島を許されず、
元島民は、土地、漁場等の生活基盤を
失ひ、その生活は困難をきわめており
ます。

このような状況にかんがみまして、
これら地域に関する諸問題に關しまし
て、調査、研究、啓蒙、宣伝を行い、
特に沖縄、小笠原諸島の施政権の返
還、沖縄の軍用土地問題、小笠原島民

の帰郷等の重要かつ根本的な諸問題の
解決につきまして、政府に協力し、民
間運動としてこれを促進いたしますと
ともに、これら地域の同胞に対し、政
府の行方以外の各種の援護を行うた
め、昭和三十一年十一月十五日財団法
人として南方同胞援護会が設立せら
れ、その一部の事業に對しましては國庫
の補助を得て事業の実施に當つて参つ
ております。このように同会は政府の
協力団体として、政府が直接に行つ
ることが適当でない事業を民間運動とし
て行つた場合に、憲法第八十九条によりま
すれば、公の支配に属しない慈善、教
育もしくは博愛の事業に對しましては、
公金を支出しまたは公の財産をその
利用に供してはならないことになつ
ております。

そこで同会の事業が公の支配に属す
るものかどうかであります。同会は
財団法人として民法の規定に基き監督
官庁の一般の監督を受けております
が、これをもちて憲法上の公の支配に属
するとするのは困難であるといふのが
一般的意見であり、従ひまして少く
とも同会の行つた事業のうち、慈善、教
育もしくは博愛の事業と認められるも
のに對しましては政府の補助を受ける
ことができないのであります。これ
は同会の事業を有効適切に行う上に支
障を来たしてゐる次第であります。従
ひまして、同会に對する政府の監督を
強化して、公の支配に属せしめると
も、同会の行つた事業、特に慈善、教
育もしくは博愛の事業と認められるも
のに對しましては政府の補助金を支出
し得ることとするため、特殊法人とし
ての南方同胞援護会の設立、監督、助

成等を法律によつて特に規定する必要
があるわけでありませぬ。

これがこの法律を提案するに至つた
理由であります。

なお、この法律の概要を御説明いた
しますと、第一に、本会の目的、業務
については、おおむね現在の財団法人
としてのそれを取り入れ、会長、監
事、評議員は内閣総理大臣がこれを任
命することとし公けの支配に属するに
ふさわしい措置を講じ、第二に、監督
官庁としての内閣総理大臣は、必要が
あると認めるとき同会の業務または会
計の状況を検査しまた業務上、法令、
行政庁の処分または定款に違反したと
き必要な是正措置を命ずる等の監督権
を発効し得ることとし、第三に、国は
同会に對し補助金を支出し、その他の
財政的援助をすることができると
するとともにそれに伴ふ必要な監督の
権限を有することとし、その他各種の
免稅措置を規定したものであります。

何とぞ慎重審議の上、すみやかに御
賛同あらんことをお願いいたします。

○相川委員 これにて提案理由の説
明は終了しました。

これより質疑に入ります。石橋君。
○石橋（政）委員 ただいまの提案理由
で大体よくわかつたわけでございます
が、現在憲法の規定のために、政府が
何らの援助も与えておられないものかど
うか、この点御説明願ひたい。

○床次委員 現在の財団法人南方同胞
援護会に對しましては、憲法の条章に
抵触しない範囲内においてそれぞれ補
助金を出して事業の執行に當らして
るのであります。しかし今後事業を拡
大いたします場合におきましては、支
障が考えられますので、特殊法人とい

たしたいのであります。

前年におきましては一千万円、こと
しは一千万五百万円の補助金を計上して
おります。たとえば事務費に對しまし
て、人件費は三分の一補助、あるいは
会議費に對する補助、事業費に對しまし
て、啓蒙宣伝に對しましては二分
の一補助、調査研究費に對しましては
二分の一補助、職業指導事業等に對し
ましては、經常費を除きまして補助を
受けております。その他小笠原の帰郷
促進費に對しましては二分の一の補助
を受けております。また対米交渉に對
しましては二分の一あるいは三分の二
の補助を受けておりますが、なお本会と
いたしましては、特に教育、慈善等に
おいて事業をいたしたいと予定いたし
ております。たとえば教科書の贈与、
あるいは一般援助物資の供与、巡回診
療等というようなものにとりましては、
補助金がございますので、もつ
ぱら会独自の財源をもつて実施してい
るような状態でありまして、今後本会
が大きな事業をいたします際におきま
しては、やはり公けの支配を受けまし
て、こういう面に對しましては政府の
補助金を受け入れることができませんよ
うな体制を作りたい、かような趣旨で
ございませぬ。

○石橋（政）委員 八十九条の問題は
あつちこつちいろいろ支障をもちた
らしてゐると思つてゐます。現にたとへば
私立学校に對する補助なども行われて
おります。今次委員がおつしやつた
ように、現在のようない形の援護会にも
相當の補助が行われてゐる。そういう
しますと、今回出されましたこの法案
のようない形の支配の形を強く出すと
いふ必要性が一体どの線から生じてく

るのか、限界というものが非常にわれ
われ理解したいわけなんです。全く
これは政府機関ではないかと思われ
るほど、非常に総理大臣の権限が強化さ
れてきておつて、こんな形で果して民
間団体と言へるものかどうか、その点
で疑問を持つものであります。こんな
にまで強く公けの支配の行われてゐる
形をとらなければ、補助がもつと有効
にできないという理由をもう少し明確
に御説明願ひたいと思ひます。

○床次委員 公けの支配を受けている
団体と認めます範囲につきましては、
従来からそれぞれ慣例ができてい
るのであります。その主眼点は何と
申してもその法人の職員に對しまし
て、政府は任免権を持つてゐるとい
ふところに限界を置いてゐるようであ
ります。しかし本会におきましては、そ
の性質上で得る限り他の法人よりも
公けの支配を受けると申しますか、特
に人事に關しましては制約を受ける限
度を少くいたしてゐるのであります。

大体他の事例としましては、日本給
食会あるいは社会福祉事業振興会ある
いは教育関係におきましても、似たよ
うな特殊法人といつたしまして大日本育
英会あるいは学徒援護会といふような
ものがあります。大体最近に認めら
れます法人の例によりまして一つの基
準ができております。その基準の範囲
内におきまして、最も支配を受けるこ
との少いようにといふ状態において規
定をいたしたのであります。

○石橋（政）委員 定款の変更は内閣総
理大臣の認可を必要とする、会長、監
事も内閣総理大臣が任命する、副会長
及び専務理事は会長が内閣総理大臣の

同意を得て任命する、評議員はやはり内閣総理大臣が任命する、ほとんど内閣総理大臣が許可、認可、任命をするようになっていふように思うのです。が、これでもなおかつほかの団体よりも拘束は少いことにはちよつと納得できないのですが、一つ比較してもう少し詳しく御説明願いたいと思ひます。

○淵上房太郎君 ただいまの御質問にお答えいたします。ただいま床次先生から御説明のありましたように、日本給食会法、社会福祉事業振興会法とかあるいは学徒援護会法がそれぞれ特殊法人でありまして、その根拠法に準じてこの法案を立案したわけでありまして、ただいま御指摘の総理大臣云々の問題は、ただいまあげました各法律では主務大臣ということになっております。ところがこの南方同胞援護会というものは、主務官庁の南方連絡事務局が総理府にあります。主管大臣は総理大臣でありますから、この法案にある内閣総理大臣はただいま申し上げましたような意味の主務大臣の意味でありまして、内閣の首班たる総理という意味ではないのであります。非常に総理大臣、総理大臣と各条文に出ておりまして、ぎょうぎょうしくなっておりますが、趣旨はただいま例挙げました団体における主務大臣という意味の総理大臣であります。今申しましたように、南方連絡事務局は総理府所管でありまして、この法案にいう総理大臣は主務大臣という意味において御解願願いたいと思ひます。

○石橋(政)委員 それは総理大臣であるが、主務大臣であるのかまわぬわけですか。いわゆる政府の関与する

度合いが非常に強いということも言っているわけですか。このような形をとつて、なお民間団体と言へるのか、こういうことを私は言っているわけですか。ここまで縛つてしまえば、政府自体の事業というふうな考えでもないんじゃないかと思ひます。そのことところが私には疑問なんです。こんなにも拘束しなければ、さらに多額の補助ができないというのはちよつと納得ができない。これじゃ一体政府機関とだけだけの違いがあるのか。なおかつ特殊法人として、政府と別個の形のものというところを形の上ではどうしておられるようだが、実質的にそういうゆとりがあるのかどうかということをお尋ねしているわけなんです。

○淵上房太郎君 御指摘の点はごもつともであります。私もこの法案を立案します当時から、同じような気分が困つたのであります。ただ憲法八十九条によります公けの支配に属せしめるといふことのためにどうしていいかというので、ただいま言いましたように、各類似の団体では主務大臣を命ずる場合には総理大臣の認可であります。

なおこの団体の運営は寄付金と補助金でまかなうことになっておりまして、当初からの予定では寄付金を年々二、三千万円は集める、政府からもできれば同額くらいの補助をいたされたらいいという趣旨で発足したのであります。主たる財源は国庫補助と約同額もしくはそれ以上の寄付金によってまかないたいという趣旨でおりまして、ただ御指摘の、あまり縛り過ぎる

じやないかという点につきましては、公けの支配に属するということをはつきりさせるために、各類似の団体の例を受けるといふような方法をとり以外に方法がなかったらどうしようもないことになったわけでありまして、決して政府機関という意味ではないのであります。ただ憲法八十九条による公けの支配に属するということにするためにこういう体裁になったことを御了解願いたいのであります。

○石橋(政)委員 先ほどの床次さんの提案理由の説明によると、現在財団法人として民法の規定に基き監督官庁の一般的監督は受けておる、この程度だといふわけですか。それでもなおかつ一千万ないし一千五百万といったような程度の補助を国家としてはしておるわけですか。この程度の拘束しか受けておられないにもかかわらず相当の補助をしておる。それが今度はえらい拘束を受けるような形に一本にいくわけなんです。そうしますと今度は補助がくるにしても莫大なものになる、こういうことなんですか。私はそのところがちよつと理解しにくいというわけですが、今まではほとんど拘束しておらない、それに対してもある程度の補助はできたのだ。これをさらに補助の額を何倍かにする、そのためにはこの程度の強い拘束が要するのだというところが憲法解釈上からもどうも納得できないので、一つ御説明願いたいと言っているわけですか。

○床次委員 本会の事業につきましていろいろ種類のものに補助が与えられているかということについて御説明申し上げたのであります。その際にも

申し上げましたが、たとえば一例から申しますと、教育の方面におきます教科書の供与、あるいは授産物資の送付あるいは巡回事業というふうなものあるいは遺児育英事業というふうな事柄に對しましては、今日補助の対象になっておらないのであります。これはやはり本会といたしましてはぜひ補助の対象として、もっと拡充したいという気持を持っておる次第であります。こういう事業が拡充されますことは本会の設立の趣旨に合うわけでありまして、これを単なる一般の寄付金その他の収入にまつというのでは、現状におきましては決して十分ではないといふことを考えますので、これを一つ積極的に伸ばしたい意図におきまして、受け入れ態勢を完備するという意味にいたしたのであります。なお政府の公けの支配を受けます範囲内におきましては、本会以外の団体よりはその点はできるだけゆるやかにしたいという努力をいたしました結果、多少差違はありますが、その点は第十一條に役員任命の件があるものであります。たとえば「会長及び監事は、内閣総理大臣が任命する。」第二項に「副会長及び専務理事は、会長が内閣総理大臣の同意を得て任命する。」それから「理事は、会長が評議員会の同意を得て任命する。」というふうになっておりまして、この点は他の特殊法人の大部分が任命委員あるいは同意委員によって行なっているものに対しまして、その点はより民間団体に近くなつておる。三項の理事のごときは非常にゆるやかに扱われている次第でありまして、少しも本会が公けの支配を受けているというワケ内におきまして、できる

だけ民間団体としての特色を發揮したい、かように努めましてこういうような体裁に納まったのであります。○石橋(政)委員 国の補助を受けている民間団体で、これよりも強い拘束を受けているというのはどういう例があるわけですか、具体的にお示し願いたい。

○床次委員 ただいま申し上げましたが、理事の任命に對しまして主務大臣が権限を持っているという場合があるのであります。先ほど例として申し上げましたが、日本学校給食会とか社会事業振興会等におきましてもそういう例になっております。ただ特殊法人におきましては日本赤十字社のごときものもありませんが、こういうものは社員を中心として結合せられておるもので、いわゆる社団法人的な色彩が非常に強いものに対しては、ただいま申し上げますような任命役員という色彩が比較的薄くなつております。しかしこういう社員を中心としな法人、特に同胞援護会のごときものになりますと、この点はやはりほかの例から見ましても、ある程度までの役員に対する制約というものはやむを得ないのではないか。しかしその制約を受ける範囲内におきましては最もゆるい方の種類に属するものと考へております。

○石橋(政)委員 これではあまりにも政府の関与の度合いが強過ぎるというので、役員任命等については国会の同意を得て総理大臣がこれを任命するという形にしたらどうかというふうな意見があつたと思ひますが、これが採用されなかつた事情というものをお聞かせ願いたいと思ひます。

○淵上房太郎君 御指摘の問題も立案

の経過において十分検討いたしましたのでありますが、国会の同意を得る場合の任命は国民代表的地位の者を国会の同意において任命することが多いようでありまして、こういう普通の特種法人とか社団法人の場合には国会の同意を得るといふ例がないようであります。それで国会の同意を得るまでの必要はないじゃないかという結論に達したわけでありまして、いま一つは本国会は二、三日うちに終了いたしますが、国会閉会中に切りかえたい。この法律が成立すればこの法律によって現在の財団法人から社団法人に切りかえるのはこの九月ごろまでにとりつらむりでありまして、国会の同意を得るというところが事実上できない結果にもなるのであります。このおしまいに書いてありますように施行期日を九月一日にしているの法律によりまして、国会閉会中にもこの法律による財団の成立ができるようにしたいというつもりがあつたので、ただいまお説の問題もわれわれは初め考えましたけれども、やむを得ずそういう形式にいたしました次第であります。

○相川委員長 他に質疑の通告もありませんので、これにて質疑は終了いたしました。

これより討論に入るのであります。別討論の通告もありませんので直ちに採決いたします。本法律案に賛成の諸君の御起立を求めます。

〔総員起立〕

○相川委員長 起立議員。よって本法律案は全会一致をもって原案の通り可決いたしました。

なお本法律案に関する委員会報告書の作成につきましては委員長に御一任

願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○相川委員長 御異議なしと認めます。よってさよう決しました。

○相川委員長 次に去る四月十一日本委員会に審査を付託されました淺沼稻次郎君外七名の提出にかかる憲法調査会を廃止する法律案を議題とし、これより審査に入ります。

まず提出者より提案理由の説明を求めます。猪俣浩三君。

憲法調査会法を廃止する法律案
憲法調査会法を廃止する法律
憲法調査会法（昭和三十一年法律第四百十号）は、廃止する。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行の際現に憲法調査会事務局の事務局長その他の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもつて総理府の職員となるものとし、これらの職員は、昭和三十一年九月三十日までの間、行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第二百二十六号）第二条第一項に規定する職員の定員の外にあるものとする。

3 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中第十一号の二を削り、第十一号の三を第十一号の二とする。

4 特別職の職員の給与に関する法

律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中第十七号の二を削る。

第九条の見出し中「憲法調査会委員及び専門委員等」を「日本学術会議会員等」に改め、同条中「第十七号の二」を「第十八号」に、「憲法調査会の委員及び専門委員等」を「日本学術会議会員等」に改める。

第十四条第一項第二号中「憲法調査会の委員及び専門委員等」を「日本学術会議会員等」に改める。

恩給法（大正十二年法律第四百八号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項第二号中「憲法調査会事務局長」を削り、同項第三号中「法制局事務官若ハ憲法調査会事務局事務官」を「若ハ法制局事務官」に改める。

○猪俣浩三君 ただいま議題となりました憲法調査会法を廃止する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

この法律案は昭和三十一年五月十六日成立し、六月十一日に施行されました憲法調査会法を廃止する法律案でありまして、以下の法律案提出の趣旨についてその概略を御説明申し上げます。

御承知の通り憲法調査会法は、内閣に憲法調査会を設置して、現行憲法を調査し、その結論を内閣と内閣を通じて国会に報告するというものであります。しかしながら、憲法調査会法の提出の経過及び同法審議中の経過から見て、現行憲法を改正する目的のもとに

制定されたことは否定できないところでありまして、このことは、憲法第九十六条その他から見て憲法改正の問題についての手続行為を内閣の機関で行うことは憲法上重大な憲法違反の疑いがあり、このような重要な憲法違反の疑いのある法律の施行を内閣の行政行為として行うことは適当でないというのが第一の理由であります。

第二の理由は、憲法調査会法制定の直後に行われた七月八日の参議院議員の改選においては、各党とも憲法改正の問題を重要選挙テーマとして行い、その結果憲法改正反対の勢力が議席の三分の一以上を占め、現行憲法は改正すべきではないという国民の意志が表明されたのであります。従いまして、憲法調査会法は直ちに廃止するのが国民世論に忠実なる国会の態度といわなければならないと存じます。

次に第三の理由といたしまして、以上の国民世論を背景とした当然の結果として、憲法調査会法は、法律制定後一カ年になんなんとしていられるにかかわらず、その構成である委員は一名も任命できず、まだ発足をするに至っていないというところであります。

このことは日本における憲法学上の学識経験者の大多数が憲法調査会法に對して賛成していないということでありまして、この事実を徹しても憲法調査会の存在理由は全く失われているのであります。

第四の理由としましては、憲法改正ということとは国家の重要な事態でありまして、そのための準備行為等はきわめて慎重に行わなければならないことは論を待たないところであります。少くとも全国民的規模における要望の上に立ってこれを行うべきであると存するのであります。しかるに最近の世論調査に徴しても明らかなく、国民の半数以上が現行憲法の改正に賛成しておられないのであります。

むしろ今日の事態は、憲法改正を考慮すべきときにあらずして、現行憲法の完全なる実施について政府も国会も誠意をもって尽すべきなのであります。このことは憲法の条章において命ずるところでもあります。

以上概略の理由を申し上げましたが、以上の趣旨によって憲法調査会法を廃止する法律案を提出した次第であります。なお本法案成立後の経過措置については、附則において措置いたしましたのであります。

以上本法律案の提案理由の説明を終ります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○相川委員長 これにて提案理由の説明は終了いたしました。本法律案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

次回は明十七日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時五十六分散会

〔参照〕
南方同胞援護会法案（床次徳二君外四名提出）に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

七

昭和三十三年五月十八日印刷

昭和三十三年五月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局